

かづの土地改良区旅費規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本土地改良区の役職員が、職務のため旅行するときは、この規程の定めるところにより、別表に掲げる旅費を支給する。

2 役職員以外の者が、本土地改良区の依頼又は要求に応じ、職務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。

3 前項の旅費の支給について事務局長は、その都度理事長と協議し、役職員との均衡を考慮して、支給額を定めるものとする。

(役職員の定義)

第2条 前条の役職員とは、理事、監事、及び規約第30条に定める職員をいう。

(旅費の種類)

第3条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とし、順路によりこれを支給する。

ただし、職務の都合又は天災その他やむを得ない事由により、順路により難しい場合においては、最初の目的地に到着した日をもって、その路程を区分し計算する。

2 役職員が、旅行の出発前に旅行命令を変更（取消を含む）され、又は死亡した場合において、当該旅行のために既に支出した金額があるときは、当該金額のうち規定で定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行中に年度経過職務の変更のあった場合)

第4条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過により、旅費を区分して計算する必要がある場合においては、最初の目的地に到着した日をもってその年度にその路程を計算して支給する。

(旅費の定額を異にする場合)

第5条 1日のうち旅費の定額を異にする場合においては、額の多い方の定額による旅費額を支給する。又職員が役員に同行し宿泊した場合において支給すべき旅費は、その多い方の旅費を支給する。

(特別の旅行及び常時の出張)

第6条 視察又は講習等のため旅行するときは、理事長は、この規定により計算した旅費額を増額又は減額して支給することができる。

2 前項の視察又は講習等のため、遠距離旅行をするときは、理事長は、必要な負担金の金額を支給することができる。

3 常時現場を巡視し、又は常時出張する必要がある職員については、特にその旅費額を定め月額、又は日額をもってこれを支給することができる。

4 特命出張により要した車賃の実費は、これを支給する。

第2章 鉄道賃、船賃及び車賃

(鉄道、航空、陸路旅行)

第7条 鉄道旅行には鉄道賃を、水路旅行には船賃を、航空旅行には航空賃を、陸路旅行には車賃を別表第2号表で計算した額により支給する。ただし、陸路の場合は鉄道によらないものをいう。

(車 賃)

第8条 車賃は、その通過する路程（鉄道を除く）を合算して支給する。ただし、1キロ未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

(航空賃)

第9条 航空賃は、航空旅行について路程に応じ旅客運賃により支給する。

(旅費の計算)

第10条 旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

2 職務上必要又は天災その他止むを得ない事情により、第1項により難い場合は、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

3 前項で、運賃の等級を設けない路線による旅行(鉄道)の場合には、その運賃の実費を支給する。
(土地改良区有の船車使用のとき)

第11条 土地改良区有の船車などにより旅行する場合においては、鉄道賃、船賃又は車賃は支給しない。

第3章 日当及び宿泊料

(日当、宿泊料の計算)

第12条 日当は、旅行の往復日数及び目的地における滞在日数の通算総数に対して、別表第1号表により計算した額を支給する。

2 前項の場合においては、出発及び帰着の日はおのおの1日として計算する。

第13条 宿泊料は、旅行の往復及び目的地における滞在に要した期間の総夜数に対して別表第2号表により計算した額を支給する。

(概算払及び清算)

第14条 出張を命ぜられた場合は概算払を請求することができる。

2 前項の概算払いを受けた者は当該旅行を完了した後ただちに精算の手続きをしなければならない。

3 出張先において規定宿泊料をもって支弁できないときは、その実費を支給することができる。ただし、この場合はこれを証する書類を添えて請求しなければならない。

第4章 その他の事項

第15条 旅行中傷疾病にかかり滞在した期間は旅行日数に算入することができる。ただし、この場合は、医師の証明書を提出しなければならない。

第16条 旅行の性質上理事長が必要と認めたときは、別表第1号表及び別表第2号表を基準として支給額を調整することができる。

附 則

1. この規程は平成15年 6月26日より施行する。
2. この規程は令和 2年 1月29日より施行する。

別表第1号表

日 当

区 分		役 員	職 員
管内及び行程8km未満の場合	支給対象外	—	—
行程8km以上100km未満	1/2	3,000	1,100
行程100km以上の場合	日当定額	6,000	2,200

別表第2号表

宿泊料及び車賃

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車 賃 (1km当/円)		宿 泊 料 (1夜当/円)	
				役 員	職 員	役 員	職 員
県 内	普通車	1等船室	普通席	20	20	12,000	11,000
県 外	普通車	1等船室	普通席	20	20	16,000	13,000